

## 米沢市立病院経営改善支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、米沢市立病院経営改善支援業務に係る公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

本業務は、本院の経営改善を推進するため、患者レセプト分析及びそれに基づく業務改善支援並びにその他の経営改善支援業務を民間事業者へ業務委託することにより、医療収益の増加を図ることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

米沢市立病院経営改善支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「米沢市立病院経営改善支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、提案の内容によっては、履行期間の延長を可能とするが、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の本業務に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除する。

#### (4) 経営改善額に対する成果報酬割合の上限（消費税額及び地方消費税額を除く。）

経営改善額の50%まで

#### (5) 経営改善業務に係る想定業務委託料（事業者の経営改善額を制限するものではない。）

50,000,000円（参考）

※ 本業務は、成果報酬型とし、参考見積書（様式14）の「経営改善額に対する成果報酬割合」で算出した金額（以下「成果報酬額」という。）が想定業務委託料の90%を超えるものとする。この場合において、事前準備金や旅費、宿泊費などの成果報酬額以外に想定業務委託料として計上する場合は、それらの金額の内訳や前提条件などを分かりやすく備考欄に記載すること。なお、オプションなども同様とし、金額の記載のない提案を本院が採用した場合は、追加の費用を認めないものとする。

※ 成果報酬額は、その金額の算出根拠や計算式などを本院が検証可能なものとし、その内容は、具体的な例示や図示などにより分かりやすく備考欄に記載すること。

※ 参考見積書（様式14）の内容は、評価の対象とするが、実際に契約するときの成果報酬額等の業務委託料は、本院と受託候補者が協議して決定するものとする。

### 3 事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加表明をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

- (2) 対象業務に対応する種目について、米沢市契約規則(昭和53年米沢市規則第5号)第23条第2項に規定する米沢市指名競争入札参加者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者であること。  
ただし、登録簿に登録されていない者については、参加表明期限の日までに本業務に係る参加資格審査申請書等の必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程(平成6年米沢市告知66号)に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 米沢市暴力団排除条例(平成24年米沢市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) その他必要と認める事項

## 5 参加資格申請

「4 参加資格要件(2)」のただし書きにおいて、登録簿に登録されていない者は、次の書類を提出すること。

ただし、この申請が正式に受理された場合においても、参加資格は本業務に限られるものであり、登録簿に登録されるものではないことに留意すること。

- (1) 提出書類
  - ① 参加資格審査申請書(様式1)
  - ② 経営状況調書(様式2)
  - ③ 許認可一覧表(様式3)
  - ④ 営業所一覧表(様式4)
  - ⑤ 委任状(様式5)  
※代理人(支店・営業所等)に契約等を委任する場合は提出すること。
  - ⑥ 使用印鑑届(様式6)  
※契約等に実印以外の印鑑を使用する場合は提出すること。
  - ⑦ 指名停止等措置状況調書(様式7)
  - ⑧ 履歴事項全部証明書(法務局で発行する証明書)  
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
  - ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署で発行する証明書)  
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
  - ⑩ 完納証明書又は法人住民税納税証明書(区市町村で発行する証明書)  
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
  - ⑪ 印鑑登録証明書  
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
  - ⑫ 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号の3)
  - ⑬ 直近年度の財務諸表

※貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損益計算処理書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

「6 参加表明書等の提出」に定める提出書類に同封して、参加表明書等の提出期間内に提出すること。

## 6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を提出すること。

なお、提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とする。

① 参加表明書（様式8）

② 会社概要書（様式9）

※会社パンフレット等を添付すること。

③ 業務実績調書（様式10）

④ 業務実施体制調書（様式11）

⑤ 配置予定従事者調書（様式12）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和6年7月23日（火）から令和6年7月30日（火）まで

持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先

「15 事務局」のとおり

(6) 参加資格審査

提出された書類等について、事務局で参加資格を審査し、資格適合者には令和6年8月1日（木）まで（予定）企画提案書等の提出依頼及びプレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。

## 7 企画提案書等の提出

仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とし、A4判縦長横書き両面とすること。

① 企画提案書等提出届（様式13）

② 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書は、概ね30ページ以内とすること。

イ 説明は文書をもって具体的にわかりやすく記載し、表やイメージ図等は説明文書の補足として用いること。表や図のみでの説明は認めない。

ウ 本業務以外に独自の経営改善支援策があれば、その内容を記載すること。この場合において、当該支援策も成功報酬型のみとし、想定業務委託料の記載については、下記③参考見積書と同様の取扱いとし、その内容が企画提案書内で分かるようにすること。

※ 本プロポーザルでは、独自の経営改善支援策についても企画提案能力の評価対象とし、本院が有益であると認めた場合は、本院歳出予算の範囲において別途に契約できるものとする。

エ 補足資料でA3判の用紙を使用する場合は、横折込とすること。

オ 企画提案者を特定することができるような内容（社名等）の記載は行わないこと。

③ 参考見積書（様式14）

備考欄が不足する場合は、別葉資料の提出を可とする。

(2) 提出部数

① 正本1部（①企画提案書等提出届（様式13）及び③参考見積書（様式14）は代表者印押印のもの）

② 副本7部（正本の写し）

③ 提出書類一式を保存した電子媒体（CD-ROM等）1枚

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月7日（水）まで

持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先

「15 事務局」のとおり

(6) 患者レセプトデータ

患者レセプトデータが必要な場合は、ファイル名、期間、データの受け渡し方法を電子メールにて送信すること。ただし、データの受け渡し前に本院と機密保持契約書を締結しなければならない。

患者レセプトデータの受け渡しは、令和6年7月10日（水）から令和6年7月30日（火）までに完了させ、受け渡し時のセキュリティ管理を徹底すること。

受け渡す患者レセプトデータは、レセプトファイル、DPC（D・E・F・Hファイル）とし、期間は、1年分を上限とする。

※電子メールの件名に「米沢市立病院経営改善支援業務委託公募型プロポーザル患者レセプトデータ」と明記のうえ送信し、送信後に受信確認のため事務局へ電話連絡（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）を行うこと。

（電子メール）bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

（電話番号）0238-22-2450（内線2122）

(6) その他

① 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。

② 本プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案作成費、交通費等）は、参加事業者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等の書類は、事業者に返却しない。

④ 提出された企画提案書の訂正及び追記は認めない。

- ⑤ 提出された書類は、事業者の選定に必要な範囲において、本市で複製を作成することがある。
- ⑥ 企画提案書の著作権は事業者に帰属する。ただし、受託候補者として選定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとする。
- ⑦ 提出書類に用いる言語は、日本語とすること。

## 8 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式15）により提出すること。

なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問及び提出期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和6年7月17日（水）午後5時15分まで

### (2) 提出方法

質問書（様式第15号）により電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名に「米沢市立病院経営改善支援業務委託公募型プロポーザル質問書」と明記のうえ送信し、送信後に受信確認のため事務局へ電話連絡（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）を行うこと。

（電子メール）bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

（電話番号）0238-22-2450（内線2122）

### (3) 回答

令和6年7月23日（火）までに米沢市立病院公式ホームページに質問に対する回答を掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

## 9 受託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

- ① 受託候補者の選定は、「米沢市立病院経営改善支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、別表「評価基準」に基づき審査を行う。
- ② 審査委員会は、審査委員の評価点の合計得点が最高得点の者を受託候補者として選定し、次に合計得点が高い者を次点者とする。ただし、審査委員の評価点の合計得点を審査委員人数で除した点数が配点合計（100点）の5割に満たない場合は、受託候補者としめないものとする。
- ③ 企画提案書を提出した参加者が1者であっても、審査委員の評価点の合計得点を審査委員人数で除した点数が配点合計（100点）の5割以上の場合は受託候補者として選定する。
- ④ 審査委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案のあった全事業者に対して電子メール及び書面にて通知するとともに、米沢市立病院公式ホームページにおいて公表する。

## 10 プレゼンテーション

### (1) 実施日時及び場所

令和6年8月20日（火）予定

※実施日時及び場所の詳細は、プレゼンテーション参加要請書に記載し通知する。

(2) 実施時間

1 事業者につき 4 5 分程度とする。

(企画提案書の説明を 3 0 分以内とし、その後、質疑応答を 1 5 分程度設ける。)

(3) 参加人数

プロポーザル参加 1 事業者につき 3 名以内とし、本業務を担当する業務責任者を含めることとする。

(4) その他

① プレゼンテーションは、非公開とする。

② プレゼンテーションは、パソコンを使用して行うことができることとする。プロジェクター及びスクリーンは本院で準備するが、それ以外のパソコン等は参加者が持参すること。

③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに表記順に行うものとし、企画提案書等以外の資料等を用いた説明は認めないので留意すること。

## 11 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) プレゼンテーションに正当な理由が無く参加しなかった場合

## 12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと本院が判断したときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本院に請求することはできない。

## 13 契約

(1) 契約方法

受託候補者と業務内容について協議し、仕様書を確定させた上で、見積合わせを行い、随意契約の手続きにより契約を締結する。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次点の参加者と同様の交渉を行うものとする。

- (2) 契約手続きは、米沢市契約規則(昭和 5 3 年米沢市規則第 5 号)の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、本院との契約関係が生じるものではない。

## 14 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式 1 6)を事務局に提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

## 15 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

住 所 〒 9 9 2 - 8 5 0 2 山形県米沢市相生町 6 番 3 6 号

名 称 米沢市立病院  
担 当 医療経営対策室 高橋・須藤  
電 話 0238-22-2450 (内線2122)  
F A X 0238-22-2876  
電子メール bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

## 16 実施要領の配布等

- (1) 実施要領、様式の配布  
米沢市立病院公式ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードすること。  
URL : <https://yonezawa-city-hospital.jp>
- (2) 説明会  
説明会は実施しない。

## 17 スケジュール

内 容	期 日 等
公募開始 (公告)	令和6年7月10日 (水)
質問書の提出期限	令和6年7月17日 (水)
質問の回答	令和6年7月23日 (火)
参加表明書の提出期限	令和6年7月30日 (火)
企画提案書等の提出期限	令和6年8月 7日 (水)
企画提案プレゼンテーション審査	令和6年8月20日 (火) 予定
選定結果の通知	令和6年8月下旬 予定
契約締結	令和6年8月下旬 予定

別表 評価基準

No	評価項目	評価の視点	配点
1	業務実績	業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。200床以上の公立病院又は公的医療機関の業務実績を上位評価とする。	10
	担当者の能力	本業務を遂行するのに十分な経験や能力を有する業務責任者及び担当従事者を配置しているか。本業務を円滑に実施できる組織体制を有しているか。	10
2	企画力・専門技術力	本業務に関するスケジュール・作業手順が適切かつ現実的か。経営改善が有効に発揮されるよう仕様書に定める業務の内容に対して適切な提案が行われているか。企画提案書は分かりやすく説得力があるか。	40
	調整能力	本業務を実現するため、各種届出等に対する支援能力があるか。企画提案を実現させるための院内調整支援能力があるか。調整能力に関して仕様書に定める業務の内容に対して適切な提案が行われているか。	20
	独創力	本業務以外の独自の経営改善支援策が提案されているか。提案内容は適切でわかりやすく説得力があるか。想定業務委託料や経営改善に対する成果報酬割合など金額の根拠や計算式が明確にわかりやすく記載されているか。	10
3	見積額	参考見積書の想定業務委託料は提案内容に対して適正な見積額か。成果報酬額の算出根拠や計算式が明確にわかりやすく記載されているか。その他の費用も同様に記載されているか。	10
合計点数			100